

令和6年度 国の施策等に関する提案・要望項目 一覧

令和5年6月27日

1. 重点項目

1. こども・子育て支援（こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省 他）

- ① 子どもの医療費については、全国の自治体で独自の助成が行われており、少子化対策の重要な施策であることから、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。また、制度創設までの間においても、地方自治体が独自に実施する子どもの医療費助成等の実践について財源も含めて配慮し、国庫負担金の減額措置等のペナルティを課さないこと。
- ② 国際水準と比べて遜色ない、地方財政措置の拡充も含めたこども関連予算を拡大するとともに、安定した財源確保策について十分に検討し早急に示すこと。
- ③ こども・子育て支援施策については、自治体間の財政力によって地域間格差が生じることのないよう国の責任において安定的な財源を確保するとともに、地方が実情に応じた独自の取組をきめ細やかに実施できるよう地方財政措置を含め地方財源についても確実に措置すること。
- ④ 幼児教育・保育の無償化の対象を0～2歳児の住民税課税世帯に拡大するほか、市町村における学校給食費の無償化等についての検討など、子育てに係る親の負担軽減を図ること。
- ⑤ 「こども誰でも通園制度」など加速化プランの実行に当たっては、それを支える人材確保が急務・不可欠であり、保育人材の確保と定着を一層進めるため、更なる処遇改善と配置基準改善を進めるなど、実効性ある制度設計に重点的に取り組むとともに、幼児・保育施設の施設基準を見直し、地域の実情に応じた柔軟な運営を可能とすること。
- ⑥ 働きながら安心して子育てができる地域のセーフティーネットである病児保育施設の整備や運営に係る補助制度を拡充すること。
- ⑦ 不妊治療には様々な方法があることを踏まえ、不妊治療の保険適用範囲の拡大を図るほか、自治体が独自の助成を行う場合の財政支援を行うこと。また、先進医療技術について、助成制度を創設してエビデンスを蓄積し、早期の保険適用が図られるようにすること。
- ⑧ 産後ケア事業は母子保健法上の事業に位置付けられたことから、産後ケアを行う医療機関・助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、技術的助言や施設整備等の財政支援を行うこと。
- ⑨ 高等教育に係る無償化・授業料低減を進めるため、修学支援新制度の拡充など、更なる支援策を講じること。また、大学の定員の都市部への遍在を地方へと移転を促す方策をとること。
- ⑩ 地方自治体が行う地元就職者向け奨学金返還助成について、財政支援の拡充を図ること。
- ⑪ 改正義務教育標準法に基づき、学校生活や人間関係への円滑な対応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、全学年への少人数学級の導入を着実に推進するとともに、その際、加配定数を維持・拡充し、トータルでの教職員定数の充実・確保を行うこと。

2. 物価高騰対策、経済・産業・観光対策（経済産業省、農林水産省、国土交通省 他）

- ① 地方創生臨時交付金については、物価高騰等の影響により、商工業や農林水産業などの幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、今後とも、国として機動的に所要の措置を確実に講じるとともに、情勢に応じ、柔軟で効果的な燃油や電気・ガス、原材料等の価格高騰抑制措置を10月以降も継続し、全国一律の支援が必要な各種エネルギーの価格抑制対策については国の責任において実施すること。
- ② 国際情勢の影響により、燃油価格に加え、肥料価格や飼料価格、その他の生産資材等の急騰が農家等の経営を直撃しており、持続可能性を脅かしていることから、生産資材等の安定供給の確保に向け万全な支援策と予算確保を行うとともに、肥料価格に対する新たな緩和対策の創設等、飼料セーフティーネット事業の拡充、価格抑制対策の充実を図ること。加えて、輸入依存度の高い品目の国内での増産について支援を拡充するとともに、生産費の高騰分を適正に価格転嫁できるよう、実効性のある対策を講じること。
- ③ 中山間地域における住民の買物環境の維持・確保に向け、新たな支援制度の創設を含め、民間事業者又は地域が買物環境整備に取り組む支援の充実を図ること。

- ④ 「物流の2024年問題」やドライバー不足により、県民のくらしや産業振興を支える物流は危機に直面しており、産業発展や地方創生に欠かせない社会的インフラである物流を持続可能なものとするため、多様な物流ネットワークの維持・発展など、国においてより一層の支援を行うこと。
- ⑤ 中小企業等においても成長と分配の好循環による構造的賃上げを実現できるよう、円滑な価格転嫁や取引条件の適正化に向けた取組の支援、下請事業者への配慮、中小企業等が行う省エネ投資や生産性向上、事業再構築等の支援について、一層の拡充・強化を図り、速やかに実施すること。
- ⑥ それぞれの企業において長期的な資金繰りの見通しが立てられるよう、コロナ融資の借換保証の期間の長期化等、借換えやニューマネー等の資金需要に対する支援制度の充実を図ること。
- ⑦ 訪日外国人旅行者の本格的な回復に向け、チャーター便を含む国際航空便や国際クルーズ船等の再興・増強を図るため、訪日誘客支援空港の運航再開の支援対象拡大やCIQ体制の強化、グランドハンドリング体制整備の支援を行うこと。
- ⑧ 米価安定に向けた主食用米以外への作付転換を円滑に進めるため、産地交付金を含む「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保のほか、交付対象水田の見直しについては、現場の実態を十分に把握し、生産者へ丁寧に説明すること。
- ⑨ 皆伐再造林を含め、持続的な森林整備が可能となるよう、造林事業、林道事業等に係る当初予算を十分確保するとともに、スマート林業等の推進に向け十分な予算を確保すること。また、国際情勢の影響による原油価格の高騰が国産材流通の環境に大きく波及するなど、地域木材流通のサプライチェーンへの継続的な支援強化を図ること。
- ⑩ 農林水産業者の競争力の強化に向け、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業農村整備事業、特定水産物供給平準化事業等の十分な予算確保など、引き続き万全の対策を講じること。

3. デジタル社会・脱炭素社会の実現、地方創生・地域づくりの推進（デジタル庁、総務省、環境省 他）

- ① デジタル田園都市国家構想が目指す全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に向け、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れを生み出す施策を一層強化するとともに、デジタルの力を活用した地域活性化の取組を一層推進するなど、政府を挙げてこれまで以上に大胆に地方創生に取り組むこと。加えて、地域の実情に応じた施策を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「デジタル田園都市国家構想事業費」などの地方創生やデジタル実装を通じた課題解決に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。
- ② マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、国、自治体及び事業者が一体となったチェック体制や、誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。
- ③ マイナンバーカードの利活用機会の拡大や地方公共団体の基幹系システムの標準化に伴って必要なシステム改修については、国において確実な財政措置を講じるとともに、円滑かつ確実な基幹系システムの標準化・共通化に向け、市町村への人材確保支援や担当職員向け研修会などの取組を引き続き実施すること。
- ④ 携帯電話（4G）不感地区の判断基準については、居住地エリアの屋外が対象となっているが、屋内（住居内）も判断対象に加えるなど、住民生活目線で適正化を図ること。その上で、携帯電話事業者の協力のもと通信環境の整備や補助制度の見直しを国の責任で進めるとともに、2024年度以降も不感地区の実態把握に努め、必要な対策を講じること。
- ⑤ 近年、AI技術が急速な進展を見せ、特に生成AIについては、分野を問わず新しい価値の創出に寄与することが期待されている一方で、機密情報の漏えいや偽情報の拡散に加え、民主主義や地方自治において主権者が有する役割を損なわないようにする必要があるなど様々な課題があることから、国において、活用と規制の両面から、適切なルールの設定等を早期に行うこと。
- ⑥ 自治体の高性能な省エネ住宅の普及に係る取組に対して国として支援するとともに、年間を通じて利用できる支援制度に見直しを行い、利用拡大を図ること。また、太陽光発電設備の設置促進のため、多雪地などの地域の実情を踏まえた財政支援措置を国として講じること。

4. 地方行財政基盤と地方分権の確立、地方自治・民主主義の深化（総務省、衆議院、参議院 他）

- ① 先行きが不透明な物価高騰への対応や、新型コロナウイルス感染症等により疲弊した地域経済の回復、こども・子育て支援策の強化に必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に

必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、財政力の弱い地方部の自治体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう、基準税率の引き上げによる地方交付税の財源保障機能の強化や「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を継続する等、必要な財源が配分されるようにすること。

- ② 臨時財政対策債については、法定率引上げ等の交付税原資の確保により縮小・廃止し、臨時財政対策債に依存することのない安定的で持続可能な地方財政を実現すること。
- ③ 参議院選挙における合区について、民主主義のユニットとしての都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、憲法改正等も含め、抜本的解決を図ること。
- ④ 投票率の低下や無投票が多数生じている状況を踏まえ、郵便等投票の対象者の拡大、インターネット投票の導入に向けた検討など、これまで以上に有効な政治参加の促進対策の検討を行うとともに、市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進すること。また、各自治体独自で行う投票率向上・政治意識向上のための取組に対し、財政措置を含めた支援を検討すること。あわせて、同一日の別の選挙で同姓同名の候補者が生じた場合等に選挙管理委員会の裁量による投票所の工夫を認めるなど、有権者の混乱を避けるための対応について早急に検討を行うこと。

5. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備（内閣府、国土交通省、防衛省、原子力規制委員会 他）

- ① 石川県能登地方地震をはじめ、令和3年7月豪雨等、相次ぐ大規模災害に対し今後も備えるため、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る予算を確保するとともに、完了後においても国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保し、引き続き予防的治水対策としての基幹的施設である河川改修、海岸侵食対策、砂防設備整備等の直轄事業の集中的促進や治水対策への支援を推進すること。
- ② 米子・境港間の高規格道路整備に向け、米子～米子北インター間の早期凍結解除をはじめ、一日も早い事業化に向け積極的に推進を図ること。
- ③ 地方創生や国土強靱化に不可欠な高規格道路ネットワークの早期整備のため、山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）の早期事業化や山陰道（北条道路）・北条湯原道路（延伸）・鳥取自動車道（志戸坂峠防災事業）の整備促進など、ミッシングリンクを一刻も早く解消するとともに、米子自動車道の全線4車線化や鳥取自動車道及び山陰道における付加車線の整備促進など、安心・安全な走行に向け進捗を図ること。
- ④ 境港の船舶大型化に対応した岸壁・ふ頭用地の整備（外港昭和南地区ふ頭整備）及び鳥取港の港内静穏度確保と土砂流入防止を図る防波堤整備に向け、必要な予算を確保すること。
- ⑤ 国土の均衡ある発展やリダンダンシー確保の観点から、国が中心となり、単に採算性のみにとらわれることなく鉄道ネットワークの維持の手法を確立すること。また、地方が行う鉄道ネットワーク維持や合意に基づく地域交通の維持への支援に向けた予算を確保するとともに、将来にわたり持続的に運営できるよう財政的な支援や利用促進策など必要な施策を講じること。
- ⑥ 東アジアの平和を乱す北朝鮮のミサイル発射等の事象に対し、原子力発電所の所在地域の安全確保を含め、政府として毅然として対応するとともに、国においてシェルター等の確保への配慮や避難訓練の実施など財政措置を含めた十分な支援を行うこと。
- ⑦ 日本海で操業中の漁船に北朝鮮のミサイルによる危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を漁船に伝達できる仕組みの構築やミサイルにより被災した場合の救援・救出など、漁業者が安心して操業できる体制を整えること。
- ⑧ 米軍機の低空飛行訓練について、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器及び監視カメラ等の監視装置を設置し、実態の把握に当たること。また、日米合同委員会合意を遵守するとともに、住民生活に影響の大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、事前に情報提供を行うこと。
- ⑨ 美保基地に配備されている航空機（C2等）の安全対策に万全を期すとともに、国家安全保障戦略等の改定に伴い配備する航空機の機種や機数等の変更が生じる場合は速やかな情報提供等を行い、また、令和4年9月に全面施行された重要土地等調査法及び同法による区域指定について、丁寧な説明を行い、周辺住民や自治体の理解を得ること。併せて、美保基地周辺の生活環境整備や地域振興への特段の配慮を講じること。
- ⑩ 原子力発電所の稼働に際し、立地自治体に加え、周辺自治体並びに住民の安全を確保するため、事業者に対する安全管理体制等の審査・指導監督等を厳格に行うとともに、事故発生に伴う賠償、汚染水対策の適切な処理の徹底、使用済燃料の最終処分の確実な実施等に対し、国が責任をもって対処すること。また、60年超運転の規制は、安全を第一義として、厳格に検討を行うこと。

- ⑪ 周辺自治体も立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないことから、原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置と周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政的配慮を行うこと。

6. 感染症対策、社会保障の充実、生活者支援（内閣官房、厚生労働省 他）

- ① 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、今後の感染状況によっては、ワクチン接種、病床確保、在宅ケアなど、引き続き感染対策を強化する体制を整えるとともに、内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構の創設に当たっては、現場の感染状況を把握、分析して、感染対策に反映できるような実効的な体制を構築すること。
- ② 地方の深刻な医師不足が依然解消されていない中、今後の新興感染症の流行に備え、これまで以上に医師を確保する必要があることから、鳥取大学医学部医学科定員について、現行の臨時定員による地域枠分も含め、恒久定員化すること。また、医師の働き方改革の施行が地域の医療提供体制の維持・確保に支障を来さぬよう、地方と緊密に連携しつつ必要な対策を機動的に行うこと。
- ③ 喫緊の課題である医療福祉人材の安定的確保に向け、事業所の規模、職種に関わらず職員の処遇の改善につながる制度設計を強力に進めること。特に令和6年度の各種報酬改定については、令和5年度に民間企業等で、広く賃金のベースアップ等が行われていることや、適切な感染症対策が恒常的に必要になることを踏まえ、医療、介護や障害福祉の報酬において当該経費を適切に見込んだ改定を行うこと。
- ④ 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響による生活困窮者に対し、生活福祉貸付資金の償還免除の要件緩和や償還が始まる借入者の生活再建支援のフォロー等、借入者に対し各自治体が行う取組を支援するための必要かつ継続的な財政措置等を講ずること。

7. 人材育成・人権尊重のまちづくり（内閣官房、法務省、文部科学省 他）

- ① 中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について、関係団体を含めた体制整備や指導者となる人材の確保、処遇改善等、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、教員の負担軽減に配慮したものとなるよう取組を推進するとともに、必要な財源措置を行うこと。
- ② 医療的ケア児支援法に基づき、学校における医療的ケア看護職員の配置や施設整備など、ニーズに即した医療的ケア実施体制の構築と財政支援等を充実すること。
- ③ 北朝鮮に毅然として対応し、松本京子さんをはじめとする全拉致被害者の即時一括帰国を実現すること。
- ④ 障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消に向けて、法律に基づき実効性のある対策を講じるとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立すること。
- ⑤ 犯罪被害者支援について、都道府県間で格差が生じないよう、国において一律基準の被害者救済及び損害回復等の包括的かつ被害者に寄り添った支援となる制度拡充を図ること。また、犯罪被害者等が仕事を継続できるよう被害回復のための特別有給休暇制度の導入について周知、啓発を強化すること。各地方公共団体が地域の実情に応じて講じる体制整備や被害者支援に対する十分な財政措置を講ずること。

2. その他項目

要望項目	要望内容（要旨）
<p>1. 経済・産業・観光対策</p> <p>【主な要望先】 総務省 農林水産省 文化庁</p>	<p>① 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や、農業の生産性向上と高付加価値に資する農地整備、畑地かんがい等の生産基盤整備、農村地域のため池を含めた防災・減災対策を着実に推進するため、農家負担軽減に向けた更なる事業拡大や要件緩和を図ること。</p> <p>② 国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき選定される輸出重点品目に本県の主力農水産物である和梨、ブロッコリー、スイカ、さけ・ます、カニを追加するなど、対象品目の拡充を検討すること。</p> <p>③ 森林環境譲与税について、法の趣旨である「森林の公益的機能の維持増進」が図られるよう、森林機能の保全・維持・向上の観点から、森林面積の大きい自治体により配慮した配分について検討すること。</p> <p>④ サステナブルな循環型社会の形成や地方の新たな資源として期待される「ジビエ」利用を豚熱感染下でも持続可能なものにするため、豚熱感染確認区域の解除の要件を明確化するとともに、豚熱感染区域で野生いのししをジビエ利用する場合に必要な消毒資材費、PCR 検査、豚熱検査結果の共有システム導入等の費用を支援すること。</p> <p>⑤ 予算要望に対する配分が低い水準にとどまっている鳥獣被害防止総合対策交付金について十分な予算を確保するとともに、緊急捕獲活動支援事業に係るニホンジカ幼獣の捕獲活動経費の単価を引き上げること。</p> <p>⑥ 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫措置に使用する防護服、マスク、手袋等の資材を国内の統発に備えて、都道府県だけでなく国も十分な量を備蓄すること。</p> <p>⑦ マイワシ・マサバ等の TAC 配分について、漁獲量の変動に左右されづらい資源評価手法を確立し、適切な資源水準に基づいた漁獲枠の配分に努めること。また、資源評価手法の確立までの間は、国の留保枠を増加する等、安定した漁獲ができるよう対処すること。</p> <p>⑧ 特定水産物供給平準化事業においては、イワシ、アジ、サバ等多獲性魚種の特徴でもある予想できない水揚げの集中に柔軟に対応するため、浜値を支え水産物安定供給の役割を担う基金の造成など十分な財政支援を講じるほか、対象魚種の追加を検討すること。</p> <p>⑨ 全国的にひろがるムラサキウニによる磯焼けの防止対策や藻場による炭素固定（ブルーカーボン）の創出が各地で進む中、地域が実施する藻場の保全や拡大のための取組に対する支援に十分な予算を確保すること。</p> <p>⑩ ジオパーク活動は地方創生の大きな柱であり、拠点施設・案内標識の整備や専門ガイド等の育成などジオパークに特化した財政支援制度を創設するとともに、ジオパークの情報発信、観光・インバウンド促進のための取組を進めること。</p> <p>⑪ 特別天然記念物コウノトリの保護について、営巣地となった自治体及び人工物所有者に労力と費用負担が発生する現状に鑑み、国全体で保護するという観点から、既存制度の考え方にとらわれない柔軟な国費補助制度の充実を図ること。</p> <p>⑫ 消費税軽減税率制度の実施に伴い令和 5 年 1 0 月に導入される「インボイス制度」について、中小企業者等に混乱が生じないよう実情を踏まえた対策をとること。</p>
<p>2. デジタル社会・脱炭素社会の実現、地方創生・地域づくりの推進、地方分権の確立</p> <p>【主な要望先】</p>	<p>① デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）について地方が機動力を発揮しながら、地域の実情に応じたデジタル実装を進められるよう、交付要件の緩和や補助対象経費の拡大など、柔軟で使い勝手の良い制度とすること。</p> <p>② 光ファイバ網の整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要するため、その更新が滞ることで地方のデジタル実装に遅れが生じることのないよう、公設の光ファイバ網設備の機器更新等を含めた費用について、継続的に必要な財政的支援を行うこと。</p>

要望項目	要望内容（要旨）
国土交通省 文部科学省 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ③ バス、タクシー、鉄道などの地域交通事業者は、従来から厳しい経営状況下にあった上に、コロナ禍に伴う移動自粛により利用者が減少し経営に甚大な影響が生じている。将来にわたる移動手手段の確保や、多様な関係者の共創による地域交通の再構築に向けて、実証実験から社会実装に至るまでの手厚い支援や、国の責任において強力な経営支援措置を講じるとともに、既存補助事業の拡充や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。 ④ デジタル人材に係る東京23区定員抑制規定に関する限定的な例外措置導入の前提として、結果的に東京に定員増が集中することのないよう対象や条件を限定し、育成された人材が確実に地方に還流される誘導策を講じるとともに、地方大学で確実かつ継続的にデジタル人材育成が進むよう支援策を展開すること。 ⑤ 国立・国定公園、長距離自然歩道等の自然公園施設の安全・安心対策等に係るインフラ整備について、必要な予算総額の確保を行うこと。 ⑥ 大規模な風力発電事業や太陽光発電事業等に係る許認可等の手続きにおいては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の整備を行うとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築し、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任をもって事業者を指導すること。また、事業終了後の原状復帰計画を含めて審査するよう電気事業法等の整備を行うこと。 ⑦ 国が掲げる「2035年までに乗用車新車販売を電動車100%にする」という目標実現に向けて、国主導により幹線道路沿いの充電インフラ整備を加速させること。 ⑧ プラスチックごみ削減に向けて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で求められるライフサイクルの各段階での取組が確実になされるよう情報発信、財政・人的支援等の必要な措置を講じること。 ⑨ 政府関係機関・企業・大学の地方分散の推進等、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関の第2弾移転検討を進めるなど、国家戦略として大胆かつ継続的に取組を進めること。 ⑩ 地方分権改革に関する提案募集にあたっては、地方からの制度改正に関する提案を真摯に受け止め、従うべき基準の参酌基準化や事務・権限の移譲など地方が従前より求めてきた重点課題の実現を図ること。特に、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要している計画策定について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の趣旨を踏まえ、法令の見直し等を行うこと。
3. 防災・安心の地域づくりと社会基盤の整備 【主な要望先】 内閣府 国土交通省 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ① 気候変動の影響により海岸線の侵食が増大しているため、国土保全の観点から、海岸管理者が実施する海岸の侵食対策に一層の財政的支援を講じるとともに、直轄海岸工事区域の拡充を図ること。 ② 県管理河川の洪水予報について、一級水系においては、住民への水位予測情報提供が円滑かつ早期に可能となるよう、洪水予測システムの高度化及び予測業務体制の強化を国が一体となって強力に推進するとともに、二級水系においても、県が早期に予測業務体制等を確立できるよう情報提供及び技術的支援を積極的に行うこと。 ③ 被災者の生活復興に大きな効果のある「災害ケースマネジメント」による支援を制度化すること。 ④ 全国で相次いで発生したバックカントリースキーに関する遭難事故を防止するため、国において事故防止のための総合的な安全対策を講じること。 ⑤ 損害割合が10%以上20%未満の住家が対象となった災害救助法による住宅の応急修理について、対象を損害割合10%未満の住家にまで更に拡大すること。 ⑥ 日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保等の観点から、山陰における新幹線も含む鉄道の高速度整備を推進すること。なお、新幹線整備にあたっては、整備

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>に係る予算を拡充するとともに、地方負担のあり方や並行在来線の経営分離方針の見直しなど、国家戦略的観点から幅広く検討すること。</p> <p>⑦ 地方の道路整備に必要な社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、整備促進を図るため総額を拡大した上で、地方に重点配分すること。</p> <p>⑧ 国土交通省等直轄事業における地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して、より一層の配慮を行うこと。</p> <p>⑨ 建設業界の土木専門職員の不足に対し、土木職のイメージアップ、大学の土木系学科の設置や定員増など、土木部門の専門人材の養成を一層推進し、官民における技術系職員を確保すること。</p> <p>⑩ 大橋川下流域にあたる中海の護岸整備については、地球温暖化に伴い近年多発する高潮や集中豪雨による被害も勘案し、湖岸堤の整備促進を図るとともに、水質向上のための覆砂、浅場造成事業の継続的な実施や窪地対策に向けた調査研究など、水質保全対策を国の責任において推進すること。</p> <p>⑪ 市町村の上下水道施設の更新や耐震化等に係る財政支援の拡大を図ること。加えて、市町村の上水道に統合後の旧簡易水道施設整備に対する国庫補助について継続した支援制度とした上、財政力指数や資本単価等の採択要件を緩和し、水道施設再編のための管路整備や施設の撤去に関する事業への支援を拡充するとともに、交付率の引上げも行うこと。</p> <p>⑫ 空き家対策の一層の推進のため、その着実な実施に向け更なる制度改正について引き続き検討するとともに、所要の財政措置の充実・確保を行うこと。</p>
<p>4. 感染症対策、社会保障の充実、生活者支援</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 厚生労働省 総務省</p>	<p>① 9月末までの措置とされている医療費や病床確保等に係る公的支援については、その時点における感染者数や医療機関の受入体制、コロナ治療薬の薬価引き下げ等の状況に応じて、10月以降の支援継続も含め、柔軟かつ適切に判断するとともに、5類移行に伴い発生する費用等については、地方に負担を求めることなく十分かつ確実な財政支援を講じること。</p> <p>② ワクチン接種について、接種実績に応じた補助上限額の設定など、財政支援の見直しが図られたが、現場が混乱せず、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、接種体制の確保に要する経費に対しては、9月以降も国負担により確実な財政措置を講じること。</p> <p>③ 手話言語法を制定すること。</p> <p>④ 地域包括ケアシステムの実現に向け、自治体病院が中核的な役割を担っていることから、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の充実や多職種連携などの地域包括ケアシステムの推進に係る交付税措置を拡充するとともに、自治体病院が療養病床等から介護医療院へ転換する際に、病院経営に影響が生じないよう必要な対策を講じること。</p> <p>⑤ 障害福祉サービスの報酬について、相談支援事業単体での事業運営が厳しいことなど、現場の実態を把握し、安定的なサービス提供が可能となるよう、必要な措置を講じること。</p> <p>⑥ 介護職の認知度向上・イメージアップのための情報発信に取り組み、性別を問わず業界に参画できる環境づくりを整備すること。</p> <p>⑦ 看護師の確保及び離職防止のため、引き続き、処遇改善、職場環境整備のための施策を充実し、性別を問わず業界に参画できる環境を整備すること。</p> <p>⑧ 薬剤師に求められる役割が広がる一方で、地域間の薬剤師偏在により、人材確保が難しい状況であることから、地方への勤務を誘導するため、薬剤師が不足している地域（特に薬科大学未設置県）への定着対策を講じること。</p> <p>⑨ 医薬品の供給不足は全国的な問題であり、国が積極的に関与し、医薬品の安定供給に向けた対策を講じること。</p> <p>⑩ がん検診の実施主体を明確にするとともに、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法等に基づく健康診断に併せて実施する体制や保険者の費用負担に関するスキームを整備するなど、全ての国民ががん検診を確実に実施できる法制度を確立すること。また、がん診療連携拠点病院の機能強化等に資する財</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>政支援等を充実すること。</p> <p>⑪ 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて地方に支障や負担が生じることのないよう、あらゆる対策を講じること。また、都道府県ガバナンスの強化に向けた普通調整交付金の見直しの検討については、地方の意見を十分に反映させること。</p> <p>⑫ 過疎地域においても在宅介護できる体制を維持するため、事業存続が困難となっている過疎地域の訪問介護サービス事業所に対して必要な支援を行うこと。</p> <p>⑬ 施設外就労加算の廃止に伴う影響が懸念されることから、制度の再創設やこれに代わる報酬制度を創設すること。また、障がい児・者の地域移行を進めるためのグループホームなどの施設整備に対する財政支援を充実すること。</p> <p>⑭ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業について、増加する利用者に対して身近な地域で安定的なサービス提供ができるよう支援体制の拡充を図ること。</p> <p>⑮ 令和4年度から実施された未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の減額措置について、引き続き対象範囲及び軽減割合の拡充に取り組むこと。</p> <p>⑯ 医療的ケア児を含む障がい児を受け入れる保育施設に対する支援について、一層の補助対象の拡充や補助単価及び補助率の引上げを行うこと。</p> <p>⑰ 生活保護基準の検証に当たっては、今後も地方の実態を十分考慮し、級地区分の見直しや夏季加算の創設等について検討を行うこと。また、生活保護処理基準について、公共交通の未整備な地方においては生活するに当たって自動車が必需であることに鑑み、自動車の保有・使用に係る運用要件を緩和すること。</p> <p>⑱ やむを得ない理由により大学在学中に困窮状態に陥った場合であって、高等教育の修学支援制度等の他法による支援が即座に受けられない者については、実施機関の判断により生活保護の適用が可能となるよう、大学生等への保護の適用要件を緩和すること。</p> <p>⑲ 令和5年5月に改正されたDV防止法では、新たに、言葉や態度による精神的な暴力でも裁判所が保護命令を出すことが可能になり、DV対策が強化されたことも踏まえ、DV被害者支援及びDVの未然防止・予防啓発について、国が十分な財政措置も含めて対策を講じること。</p>
<p>5. 人材育成、学校教育等の環境整備</p> <p>【主な要望先】 文部科学省</p>	<p>① 「GIGAスクール構想」事業の円滑な実施に向け、継続的に必要な経費に関する地方自治体の負担に対し、一層の支援を行うとともに、家庭の通信費負担軽減や学習者用端末の更新費用等、必要な財政支援を講じること。加えて、情報教育を推進する教員の拡充を図るとともに、希望する学校へのICT支援員の配置を進めるための更なる財政措置の充実を図ること。</p> <p>② 各地域における入学対象者が少ない等の理由により、県立夜間中学を設置する場合において、自宅等でICTを活用した学習活動を行う場合の要件緩和など柔軟な学校運営を可能にするとともに、県立夜間中学の分教室設置等にかかる財政支援を充実させること。</p> <p>③ 少人数学級の導入に伴う教室不足解消のため、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。</p> <p>④ 新学習指導要領の円滑な実施による教育の質の向上と働き方改革の両立を一層推進するため、小学校専科教員の加配措置を次年度以降も拡充すること。また、民間委託による外国語指導助手の配置についても財政措置を行うこと。</p> <p>⑤ 学校現場における教職員の多忙解消・負担軽減のため、教員業務支援員、部活動指導員の配置を拡充するための財政支援を充実すること。また、優秀な教員の人材確保に向け、給特法の抜本的見直しや給与制度への財政措置を行うこと。</p> <p>⑥ 学校現場において教職員が児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、養護教諭の配置の充実を図るとともに、看護師、理学療法士等の専門スタッフについても標準法において定数配置化すること。</p> <p>⑦ 保育施設等での就学前の効果的な支援及び配慮が就学後も切れ目なく適切に受</p>

要望項目	要望内容（要旨）
	<p>けられるよう、支援体制の整備に係る人件費等について、補助事業（補習等のための指導員等派遣事業）に係る対象要件を拡大するなど必要な措置を講じること。</p> <p>⑧ 小・中学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向であることから、通級指導担当教員の基礎定数化及び通級指導を行う高等学校も含めて特別な支援を必要とする児童生徒に対する必要な措置を充実させること。</p> <p>⑨ 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、教育支援センターにおける事業拡充（ICT等による学習支援）や運営経費への財政措置を講じること。</p> <p>⑩ 義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、私立高等学校と同等の就学支援金の支給制度を創設するとともに、不登校など困難な環境にある義務教育段階のこどもたちの学びや成長を保障するため、フリースクール等に対する支援制度を創設すること。</p> <p>⑪ 後期中等教育段階の職業教育機関として、専門人材の育成を担うとともに、多様な生徒を幅広く受け入れる学びのセーフティーネットとしての役割を果たす高等専修学校を支援する自治体に対する財政措置を講ずること。また、県境をまたぐ専修学校（分校）の設置等については、関係自治体等への情報提供、意見聴取などの手順を含め、設置基準の明確化を図ること。</p>